

第 97 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 28 年 4 月 26 日（火） 9:57～10:46

2 場 所 中央合同庁舎 2 号館 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、河井委員、川崎委員、清原委員、嶋崎委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

古賀総務大臣政務官、笹島総務省総務審議官、横山総務省大臣官房審議官、山澤総務省統計委員会担当室長、田家総務省政策統括官（統計基準担当）

4 議 事

- (1) 諮問第 87 号の答申「就業構造基本調査に係る匿名データの作成について」
- (2) 諮問第 88 号「牛乳乳製品統計調査の変更について」
- (3) 諮問第 89 号「農業経営統計調査の変更について」
- (4) 統計委員会専門委員の発令等について
- (5) 新しい部会の設置等について
- (6) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻より少し早いですがけれども、ただ今から、第97回統計委員会を開催いたします。

なお、西郷委員、白波瀬委員、関根委員、宮川委員が御欠席です。清原委員は遅れていらっしゃるということでもあります。

本日は、高市大臣に御出席いただく予定でしたが、国会の審議のため御欠席となり、代わりに古賀総務大臣政務官と笹島総務審議官に御出席いただいております。

本日は、統計委員会が総務省に移管されて最初の委員会になりますので、開催に当たりまして、古賀政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○古賀総務大臣政務官 皆様、おはようございます。ただ今御紹介いただきました総務大臣政務官の古賀篤でございます。

今、委員長からお話ございましたように、本日、高市大臣は、この統計委員会が総務省に移管して初めての委員会開催ということで、是非出席させていただき、委員長、そして委員の皆様方に自ら御挨拶され、また、各府省の統計部局の皆様方にも御協力をお願いさせていただきたいということだったわけではありますが、ただ今衆議院の総務委員会が開会中ございまして、大臣は今、答弁に立たれている最中でございます。

私も総務委員会の委員であります。大臣からメッセージ、御挨拶文を預かって、中座してまいりました。ということでございまして、大臣から預かりました御挨拶文を読み上げさせていただきたいと思っております。

統計委員会開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

西村委員長をはじめ委員の皆様には、日ごろから統計行政について精力的に御審議いただいていることに感謝申し上げます。

さて、統計委員会は4月1日より内閣府から総務省に移管され、本日が最初の会議になります。委員の皆様がこれまで以上に、専門的かつ中立公正な議論ができるよう、総務省として全力で統計委員会を支えてまいります。

また、去る3月に統計委員会は、経済財政諮問会議から要請された統計の精度向上について審議し、報告書を取りまとめたいただきました。この報告書は、今後の我が国の統計にとっての新たな羅針盤ともいべきものです。経済財政諮問会議においても、安倍総理から私に対し、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係大臣と協力しながら、統計の精度向上に取り組んでいただきたい、との御指示をいただきました。

私としては、総理の指示に基づき、政府全体として統計の精度向上を進めることが、重要な使命であると考えております。

このため、総務省では、4月に、P D C Aサイクル策定支援チーム及び統計技術改善支援プロジェクトチームを立ち上げ、統計委員会や各府省に対して強力的にサポートする体制を新たに構築したところです。

今後、委員の皆様からさらなる御指導をいただきながら、また、この場に参加いただいている各府省の皆様への御協力を得ながら、こうした統計の精度向上のための取組をしっかりと進める所存であることを申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。

総務大臣、高市早苗。

代読でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。ここで古賀総務大臣政務官は、公務のため退出

されます。本日は御出席、本当にどうもありがとうございました。

○古賀総務大臣政務官 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(古賀総務大臣政務官退席)

○西村委員長 また、オブザーバーの各府省におかれましては、人事異動に伴って御出席いただく方に変更がございましたので、一言御挨拶いただければと思っています。

まず、国土交通省の佐々木総合政策局情報政策本部長、お願ひいたします。

○佐々木国土交通省総合政策局情報政策本部長 4月1日付で新しくできました大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官の佐々木でございます。情報政策本部長を併任しております。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 なお、総務省の事務局にも人事異動がありましたので御紹介いたします。

統計委員会を担当されています審議官の横山官房審議官です。

○横山総務省大臣官房審議官 横山と申します。よろしくお願ひします。

○西村委員長 それから、統計委員会担当室の山澤室長です。

○山澤総務省統計委員会担当室長 山澤と申します。よろしくお願ひします。

○西村委員長 統計委員会担当室の阿向次長です。

○阿向総務省統計委員会担当室次長 阿向と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されています資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容とあわせて確認させていただきます。

本日は、答申が1件、諮問が2件あります。

まず、議事の(1)で「就業構造基本調査に係る匿名データの作成について」の答申がなされる予定です。資料は資料1です。

次に、議事の(2)で「牛乳乳製品統計調査の変更について」の諮問、議事の(3)で「農業経営統計調査の変更について」の諮問がなされる予定です。資料はそれぞれ資料2、資料3になります。

その後、資料4、資料5に沿って、これらの諮問を審議するために必要な専門委員の発令、部会への所属の指名について報告されます。

その後、議事の(5)で新しい部会の設置等について決定いただく予定です。資料は、資料6から資料10になります。なお、資料10については、新しい部会の設置が決まった後、配布させていただきます。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、次の議事に移ります。匿名データ部会において審議されていた諮問第87号「就業構造基本調査に係る匿名データの作成について」の答申案について、匿名データ部会の北村部会長から御説明をお願いいたします。

○北村部会長 それでは、諮問87号「就業構造基本調査に係る匿名データの作成につい

て」の答申案について御説明いたします。

この部会は3月25日、4月19日の2回の審議を経て、答申案として作成いたしました。

まず、計画の全体的な審議判断についてですが、資料1を御覧ください。

1にございますように、匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるといいたしました。しかしながら、一部で修正すべき点がございましたので、2の理由等で指摘した事項については、修正が必要であるといいたしました。

では、2の理由等に移りたいと思います。（1）の世帯の年齢の匿名化措置です。今回、平成19年度調査では、世帯の年齢のトップコーディングを前回の14年調査同様に、85歳以上としています。これについては90歳に引き上げるべきか審議をいたしました。この調査は就業状況に着目しており、85歳以上の有業者は少ないことから、85歳以上で適当と判断をいたしました。

次に（2）の本調査において変更された項目の匿名化措置です。19年調査で新規で設置された項目については、調査票情報のまま提供するとしており、適当といたしました。

しかしながら、「元号、年、月」で提供される「初職に就いた時期」については修正を求めました。それは、初職に就く年齢は早くても15歳ぐらいであり、初職に就いた時期が70年前ですと、調査時の年齢が85歳以上と推定することができてしまい、先ほど説明いたしました、年齢のトップコーディングの匿名化措置の効果が損なわれる可能性があるということで、年齢のトップコーディングと整合的に、初職に就いた時期についても必要な措置をとるように指摘いたしました。

ちなみにこの調査は平成19年に実施されておりますので、70年前といえますと昭和12年になります。部会審議では70年以上前の年月をどこまで正確に記入できるかという議論もあり、このような措置をとった次第です。

次に、資料の2ページで、前回の答申における「今後の課題」への対応についてご説明いたします。

最初に、アの複数ファイルの作成の可能性についてですが、これを年齢5歳階級で作成している第1のファイルとは別に、年齢を各歳にして、産業や職業分類の区分をある程度大きくくりにした第2のファイルが作れないかという指摘でしたが、総務省がこの第2のファイルを第1のファイルのデータから抽出して、属性項目でマッチングして匿名性を検証したところ、マッチングの項目を増やしていくと匿名性が破られる危険性が出てくるということが判明いたしまして、この方法での作成は見送り、別の方法を引き続き検討することにいたしました。

これについては、今回はやむを得ないと判断いたしますが、第2のファイルの作成方法は幾つかの方法論があるという指摘もありましたし、3の今後の課題で指摘する方法で検討することにいたしました。

次の提供時期の緩和は、この調査が5年周期であることから、調査実施後の次の調査が

実施される5年後までは提供しないということは、調査環境等を考慮すればやむを得ないと思いましたが、ただ5年を過ぎた時点では早期に作成し、古い年次の作成にも努力するようにということをお願いいたしました。

その次の85歳でトップコーディングした層について、平均年齢を提供することについては適当という判断をいたしました。

資料の3ページ目の今後の課題についてですが、匿名データ作成方法についてはさらなる検討を求めています。就業構造基本調査の匿名データは、就業構造や雇用構造の分析に有益であり、分析を深めるためには年齢や地域の情報が細分化されることが必要であるという意見が強く出ました。

一方、匿名化措置はリサンプリングやトップコーディング、特異的なデータの削除など、複数の匿名化措置の組み合わせで匿名性を確保しておりますので、今後はこれらの組み合わせや、世帯単位か世帯員個人の単位の抽出方法も検討する必要があるという意見が出ました。さらに複数ファイルの作成に関しては、リサンプリングの方法と年齢や地域情報の提供方法を含め、引き続き検討する必要があると判断いたしました。

答申案について説明は以上ですが、1点部会審議で議論が出ましたので、それを紹介しておきたいと思います。匿名データの利用者は徐々にではありますが増えてきております。そうした中で利用者ニーズが高度化してきており、より詳細な年齢や地域情報が必要であるという意見が出されました。また、海外のユーザーを含め、利用しやすいデータ提供を求めるべきという意見もございました。そのため、複数ファイルの作成を含め、匿名データの作成方法を、調査横断的に検討する必要があるのではないかという指摘もなされました。

このように匿名化手法の検討は、匿名データ部会で継続的に検討することがよろしいのか、あるいは共通の課題として統計委員会で対応することがよろしいのか、検討が必要であろうと考えております。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。それでは、今の答申案の御説明について御質問、あるいは御意見等はございますか。

私から付け加えまして、北村部会長の最後の点ですけれども、ユーザーのニーズがだんだん高度化しているということですが、どのように匿名データを利用しやすい形で作成するのかと同時に、基本的な問題であるデータの秘匿性をどのように守っていくのかということが非常に重要な点だと思います。

これは基本的に調査横断的に考えなければならないことですが、匿名データはかなり性格的に限定されたことですので、匿名データ部会で調査横断的に検討していただくのが自然だろうと思っています。

この点において、匿名データ部会では、先だって審議の簡素化を検討したときに、いろいろなスキームを考えましたので、そのスキームを参考にして部会での検討をお願いした

いと思います。

他に御意見ございませんでしょうか。ないということであれば、答申案についてお諮りしたいと思います。「就業構造基本調査に係る匿名データの作成について」の本委員会の答申は、今の資料1の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、資料1によって総務大臣に対して答申いたします。匿名データ部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、本当にどうもありがとうございました。

続いて、次の議事に移ります。諮問第88号「牛乳乳製品統計調査の変更について」及び諮問第89号「農業経営統計調査の変更について」につきまして、総務省からまとめて御説明をお願いいたします。

○総務省政策統括官室 総務省政策統括官室です。今般、農林水産大臣から、牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について申請がありましたことから、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、諮問の概要について御説明いたします。恐れ入ります。資料2という束がございまして、クリップを外していただきますと、資料3という束もありまして、さらにその下にA4サイズ横長で資料2及び資料3の参考という資料がございまして、こちらに沿って御説明いたします。

まず、1ページの牛乳乳製品統計調査の概要についてです。調査の目的ですが、牛乳及び乳製品に関する実態を明らかにし、畜産行政に必要な基礎資料を得ることを目的としております。

次に、調査の沿革ですが、昭和25年に畜産物調査として開始されて以降、必要なデータの整備を図るため、随時見直しが行われまして、現在に至っております。

その下の調査範囲及び報告者数ですが、本調査は牛乳処理場や乳製品工場などを対象としておりまして、年次調査である基礎調査は全数調査で約600を、月別調査は標本調査で約370を対象に実施しております。

右側の調査票及び調査事項についてですが、本調査の調査票のうち、基礎調査票では生乳の牛乳向け、乳製品向けといった用途別の処理内訳や、牛乳等の生産量、乳製品の生産量、あるいは年末在庫量などを調査しております。月別調査票では、おおむねこれらの事項について月末現在の状況を調査しております。

調査組織ですが、本調査は民間事業者に委託して実施しており、また、調査結果は基礎調査が調査対象年翌年の3月、月別調査が調査対象月翌月の25日までに概要を公表しております。

次に、牛乳乳製品統計の利活用状況ですが、2ページ、3ページに整理しております。本調査は牛乳乳製品に関する基本となる調査ですので、多岐にわたって利用されております。

す。

まず2ページですが、生乳の需要と供給、乳製品の在庫量の状況をグラフで示しておりますが、加工原料乳、これは脱脂粉乳、バター等の原料となる生乳ですが、これに係る生産者補給金制度や、指定乳製品の輸入・調整保管などの関係で利用されております。

また、3ページですが、生乳の地域別の需要の長期見通し、目標生産数量の設定に当たり、生乳生産量等のデータが利用されております。国民経済計算や鉱工業指数といった加工統計の作成にも利用されております。

続きまして4ページですが、農業経営統計調査の現行の調査の概要について御説明いたします。こちらは、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにすることを目的としております。農業経営体につきましては、※で注記しておりますが、一定規模以上の事業を行うものでございます。

調査の沿革ですが、昭和24年から実施された2つの調査を統合し、平成7年から本調査として実施されまして、その後、調査体系の整備等が行われ、現在に至っております。

次に、調査範囲及び報告者数ですが、個別経営体は約4,500、組織経営体は約580を対象に実施しております。

右側の調査票及び調査事項についてですが、本調査は現金出納帳、作業日誌及び経営台帳の3種類の調査票から構成されており、経営統計や生産費統計を作成する上で必要な事項を地方農政局等を経由して調査しております。

そして、調査結果として、例えば水田経営、畑作経営といった営農類型別に、経営全体の収支を示す経営統計と、生産物の一定の単位、例えばお米であれば10アール当たりの生産費を示す生産費統計が公表されております。

5ページ、6ページを御覧いただければと思います。農業経営統計の利活用状況について整理してございます。

まず、営農類型別経営統計でございます。個別経営体の所得の推移や営農類型別の所得の状況をグラフで示しておりますが、このようなデータが農業経営体に対する所得政策の策定、評価等に利用されております。

次に、6ページの農畜産物生産費統計です。北海道と都府県の生乳100キログラム当たりの生産費の推移を示したグラフを示しておりますが、このようなデータが行政価格算定に利用されております。

恐れ入ります。1ページ飛ばしまして、8ページから、牛乳乳製品統計調査の変更事項について整理しております。

平成27年10月に大筋合意に至った、いわゆるTPP協定において、ホエイについて、その用途がパンや菓子などの原料として使用されている脱脂粉乳と競合するため、セーフガード措置等を講ずることによって合意となりました。

下の枠の中の2つ目のところですが、ただし、ということ、脱脂粉乳が国内で不足している、又は脱脂粉乳の国内需要が低下していないと認められる場合には、セー

フガードを適用しないこととされております。

恐れ入りますが、9ページを御覧願います。ホエイの関税が年々下がっていく中で、一定の数量を超えると発動するセーフガードの数量は引き上げられます。こうした中で、セーフガードを適用するか否かの判断を行う上で必要なデータを整備するため、脱脂粉乳、ホエイパウダーに関するデータを把握することとしております。

具体的には、10ページを御覧願います。乳製品の生産量では、新たにホエイパウダーの生産量について、たんぱく質の含有量別に把握いたします。また、乳製品の在庫量では、これまで脱脂粉乳は国産・輸入一括で把握していたものを分けて把握いたします。また、ホエイパウダーの在庫量は国産・輸入別、更にたんぱく質の含有量別に把握いたします。

なお、牛乳乳製品統計調査はいわゆる未諮問基幹統計ですので、その重要性や必要性などについても部会で御確認いただくこととしております。

続きまして、11ページからは、農業経営統計調査の変更事項について整理しております。

最初は標本設計の変更についてです。2015年農林業センサス等の情報が活用可能となったことを踏まえて、新たな母集団名簿情報を活用した標本設計とともに、個別経営体に関する統計の規模階層区分の細分化等標本設計の見直しを行おうとするものです。

次に、12ページを御覧ください。調査対象範囲の変更についてです。

変更する背景や理由といたしましては3点ございまして、1点目が、組織経営体の法人化の進展に伴いまして、組織法人経営体数が増加し、任意組織経営体数が減少していること、2点目が、平成27年6月に閣議決定された日本再興戦略におきまして、今後10年間で担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減する、すなわちお米60キロ当たり16,000円を9,600円にするといったことが成果目標として掲げられるなど、組織法人経営体における農産物の生産費を把握する必要性が高まっていること、そして3点目が、任意組織経営体に係る統計ニーズが相対的に低下していることです。

変更内容といたしましては、組織法人経営体を対象とする新たな調査票を設ける一方、任意組織経営体、現在は集落営農による水田作のみを対象としておりますが、これを対象とする調査票を廃止することとさせていただきます。

次に13ページを御覧ください。調査事項の変更についてです。

米の生産コストの分析に資するため、米の生産費に係る調査事項として個別経営体を対象に、ほ場間の距離、団地への平均距離や移植・直まき別作付面積を新たに把握いたします。なお、これらについては、組織法人経営体においても把握いたします。

最後に14ページを御覧ください。法人企業統計など、他の企業統計との比較に資するため、組織法人経営体を対象とする調査票において、事業外収支を営業外収支、特別損益に分割したり、役員報酬、役員、常用雇用者等の項目を追加するといった変更を行うこととしております。

なお、常用雇用者の追加につきましては、昨年5月に各府省申合せされました、統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインに対応したものでございます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は、産業統計部会に付託して、詳細については同部会で御審議いただくこととなりますが、ここで特段の質問がございますでしょうか。いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、産業統計部会で御審議いただいて、その結果について本委員会に御報告いただくという形にしたいと思います。川崎部会長、よろしくお願いたします。

以上、今回諮問された「牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更」の審議に参加していただくために、資料4のとおり、専門委員3名の方々が、本日4月26日付けで任命されております。

また、統計委員会令第一条第二項の規定によって、「部会に属すべき専門委員は、委員長が指名する」とされていますので、資料5のとおり私が指名させていただきました。よろしくお願いたします。

それでは、次の議題に移ります。今後の統計委員会の運営について、幾つか私から提案がありますので、皆様にお諮りしたいと思います。

まず、先月取りまとめました「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」において指摘いたしました、その1つ目として、公的統計の横断的な課題として、統計的手法を活用した統計作成・提供改善の取組、2つ目として、行政記録情報、官民が保有するビッグデータ等を含めた新しい統計情報活用の取組ということ、着実、そして速やかに推進することが必要になってきました。

そこで、専門的に審議する部会を恒常的に設置したいと思っています。この新しい部会は、委員全員に御参加いただくということを想定しております。

また、今後、新しい部会での審議活動を含めて、統計委員会・部会における審議案件が従前よりも増えていくということが予想されます。そこで、可能な限り審議の効率化、それから委員の負担軽減を図りたいと思っています。

具体的には、1番目として、部会の構成員が委員会と同一である基本計画部会と同一になることが想定されている新しい部会につきましては、部会の議決をもって委員会の議決ということにして、部会の議決後に改めて同じメンバーにおいて委員会を開くことは不要という形にしたいと思います。

2番目は、部会のメール開催について規定を設けたいと思っています。それによって部会の開催回数の縮減を図りたいと思います。メールで審議できるものはメールで審議するという形にしたいと考えています。

それから3番目は、諮問審議を担当する部会において、複数の案件が輻輳した場合には、必要に応じてほかの部会に諮問審議案件を振りかえる、そういう形にしたいと思います。つまり特定の部会に負担が集中しないようにしたいということです。もともと幾つかの部会に分かれていたものを1つの部会にしたということもあって、十分フレキシブルには

なっているのですが、同時に特定の部会に非常に多くの審議が集中してもおりますので、そういうことに対処するということであります。

こうしたことが可能になるように、統計委員会の各種規則の改正案を事務局に用意してもらいましたので、事務局から説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 それではまず、資料6を御覧ください。統計委員会部会設置内規となっております。

ここでは、1つは新しい部会を作るということで、名称は横断的課題検討部会、所掌事務は「法律の施行の状況に関する事項のうち、複数の統計に関連する統計技術又は統計調査以外の方法により集められた情報等に関する事項」ということになっております。

もう一つ変更がありまして、注では、これまでは2つの部会の間だけで審議の振り分けができるようになっていたのですが、その制限を取りまして、全部の部会間で審議の振りかえができるようにするという変更であります。

続きまして、資料7を御覧ください。表面は変更ありませんが、裏面に変更があります。第六条で部会の運営というところがありまして、これはメールによる審議を可能にするための変更になります。「書面による決議が認められる場合には、事案の概要を記載した書面を部会に所属する委員及び臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決に代えることができる」というものです。

続きまして、資料8を御覧ください。これはメールによって開催できる議題について決めてあるものでして、1つは、審議がおおむね終了して、委員の間で事実上の合意がなされている場合は、メールで審議して議決できるということになっております。2つ目は、部会の下部組織（ワーキンググループ等）の設置やそこに所属する委員を決める場合、これについて事実上の合意がなされている場合は議決できるというものであります。

次は資料9ですが、資料9は先ほどありました、統計委員会と構成委員が同一となっている部会の場合は、審議事項については、部会の議決をもって統計委員会の議決をするということを決めるものです。

私の説明は以上です。

○西村委員長 ただ今の私からの提案及びそのための各種規則の改正案について、御質問等がございますか。少し私から説明をさせていただきます。

資料6、内規の文面だけだと分かりにくいかもしれませんが、その心を申し上げますと、この横断的課題検討部会という名前がある意味大事で、複数の統計に関連する統計技術、この場合の複数というのが幾つかというと、基本的には2以上ということだと思います。この部会で統計技術の問題、統計に関する問題を取り上げます。これは諮問会議の要請、それに対応したものであります。

それからもう一つは、統計調査以外の方法によって集められた情報等に関する事項です。「等」がついていまして、この「等」がまた重要です。統計は、今までどちらかというと調査統計、それから調査統計から作る2次統計というものを専ら対象にしてきたわけ

ですが、世の中でビッグデータといったものが出てきている。そういったものに対しての活用というのを考えなければならないと同時に、そのビッグデータと称するものは、常に歪みがあるわけですから、その歪みをどうやって修正していくのか、また修正する方法が本当にあるのかどうか、そのようなことを含めて考える必要があるわけで、そういう意味で、統計調査以外の方法によって集められた情報ということを入れてあります。

実はこのような情報が、我々が今想定しているのとはまた違ったものとして出てくる可能性がありますので、そこでのフレキシビリティを高めるために、「等」という形で入れたわけです。それがこの横断的課題検討部会ということで、横断的課題を取り上げる形になっております。

それから、先ほどの輻輳する場合に部会を超えてという形になっています。以前は、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会でそういうことが起こったのですが、今、人口・社会統計部会で非常に重要な案件が同時に複数出てくること起きていますので、これもうまく調整ができるようにしたいということで、全ての部会に関して調整できるようにするというのであります。

それからメール審議ですが、メール審議は乱用しては絶対にいけないので、メール審議ができるカテゴリーを明確にしておいて乱用を避ける。全てメール審議にしてしまうことのないように、きちんと担保しておくというのがこの部分であります。

よろしいでしょうか。それでは、これから1つずつ確認していきたいと思います。

まず、新しい部会の設置です。横断的課題検討部会ですが、その設置などを規定した統計委員会部会設置内規の改正は、資料6のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。それではそのようにいたします。

次に、部会のメール開催を可能とするための統計委員会運営規則の改正及び部会において書面による決議が認められている場合についての規定、それをそれぞれ資料7と8のとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。それではそのようにいたします。

次に、委員会と構成員が同一となっている部会の審議事項について、部会の決議をもって委員会の議決とするための規定というのは、資料9でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございました。

本日以降、これらの方針に沿った委員会、それから部会運営を行いますので、よろしく願いいたします。

(事務局が資料10を配布)

また新しい部会が設置されましたので、その構成員を決めたいと思います。ただ今事務局から配布されている資料10を御覧ください。統計委員会令第一条第二項及び第三項の

規定により、部会に属すべき委員、部会長は、委員長が指名するとなっておりますので、新しく設置する部会については、資料10の記（一）のとおり委員の皆様全員を所属委員に指名させていただきますとともに、記（二）のとおり、部会長は委員長である私が兼務するという形にしたいと思っております。

さて、その横断的課題検討部会の部会長も私が兼ねる形になりますが、私の考えをあらかじめ伝えておきたいと思っております。私としては、諮問会議で指摘された横断的な課題のうち「遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保の在り方」ということに対しては、報告書において継続サンプルにおける参考系列を作成する考え方を示しましたが、本系列の考え方をまだ明確に示してはいません。つまり、継続サンプルによる参考系列、これは一体何なのかということについて明確にしておりません。

したがって、横断的課題検討部会の当面の課題としては、「遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保の在り方」、これについて整理することに取り組むべきだと思います。この取組を進めるに当たって、当面の間ワーキンググループを設けて検討を進めたいと思っております。

この考え方に關しまして、適宜皆様の御意見をいただいた上で、今回導入されたメール審議も活用しながら、具体化を図っていきたく思っています。

それでは、本日用意いたしました議題は以上ですが、ほかに何か御発言があるでしょうか。北村委員、お願いいたします。

○北村委員 この場をかりて1つ確認させていただきたいことがございます。

冒頭に古賀政務官が御説明されましたように、3月24日の経済財政諮問会議において、本委員会の報告を含め、統計精度の改善に向けての取組という議論がなされたところです。その際、総務大臣が提出された図がありまして、それは「政府統計の精度維持・向上の仕組み（PDCA）のイメージ」という図ですけれども、それが統計法によって規定されている本委員会の役割と基本原則を、十分に反映していないように思われましたので、そこを確認したいということでもあります。

新統計法が制定されて以来、統計委員会の役割は、メーカーとユーザーの橋渡し役としての司令塔であるという共通理解があったと思っておりますし、また統計委員会は中立的な第三者機関として、府省庁とは中立的に運営されてきたという経緯もあります。それは内閣府から総務省に移管されても変更のないこととされているわけですが、そここのところをもう一回確認していただきたいということです。

特に総務大臣がお示しになった図の中では、ユーザーとメーカーという構造がある場合のユーザーサイドのエビデンスに基づいた評価、正しいデータに基づく政策立案の推進という視点が非常に小さくなっておりまして、ユーザーとメーカーのバランスが悪いというような図を示されたわけですけれども、これは統計委員会のあり方としては、やはりメーカーとユーザーが本当に統計について真摯に向き合うことによって、統計の質が向上すると私は理解しておりますので、その構造を維持していただきたいと思っております。そういう原

則を確認して、関係府省庁に共通の理解を徹底していただきたいというところでございます。

どなたに御意見を伺えばよいのか分かりませんが。

○西村委員長 まず私から。私もこの点については非常に重要な御指摘だと考えています。私自身もこれが出てきたときに、時間的な制約もありまして、十分に検討する時間もなかったということもあります。

それから、私もこれを見まして、例えば、総務省の中に統計委員会があるというのは、これは建付けとしてそうなのですが、実際の運用がどうなっているかというところの部分が、この図だけを見ていると誤解される可能性があるかと思いました。それからユーザーの方がエビデンスベースポリシーをやっており、そこにおいて本当にP D C Aを回していく、というところは、非常に重要な点だと思っております。

ということで、統括官からいかがですか。

○田家総務省政策統括官（統計基準担当） はい。それでは私からお答えさせていただきたいと思います。

北村先生に御心配をおかけしてしまったことは、大変恐縮に存じております。改めて私から、統計委員会の移管につきましての考え方を申し上げたいと思います。統計委員会が総務省に移管されましても、これによって委員会の司令塔的、中核的な役割や機能について何の変更もないこと、統計のメーカーとユーザーとの橋渡し役を果たしていただくこと、メーカーである府省庁の立場から中立的に運営されなければならないこと、これらのことは今後とも基本的な原則であると考えております。

御指摘の政府統計のP D C Aのイメージ図につきましては、限られたスペースの中に多くの情報を入れようとして工夫をしたものではございますが、必ずしもユーザーサイドからの評価を取り入れていくという視点などが、十分でなかったかもしれないと考えております。

今後統計のP D C Aサイクルを構築していく際に、メーカー側の視点に偏ることなく、ユーザーサイドからのエビデンスを通じた評価の視点を重視していくということは、大変重要なことと認識しておりますので、委員会担当室ともども、委員会の中立的な運営を支える立場の政策統括官として、これまでも増して、委員会を適切にサポートしてまいりべく、心して対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。私としても、この基本的な原則、つまり統計委員会が司令塔としての役割を果たすというのは、新統計法を作ったときの基本的な精神でありますから、その精神が揺るがされるようなことがあってはならないと考えております。

ただ、こういうふうになってはいますけれども、どういう形で運営されるかということがはるかに重要ですから、その点のところをきちんとこれから、私も守っていきますし、それから府省庁も基本的な原則を確認していただきたいと思います。

ともすれば10年も経ちますと、だんだん最初のジールといいますか、やるぞという感覚

がやはり弱まっていくということが起こります。そういうことについては対処しなければいけませんし、それから今度は逆に、10年を経て、実は統計を取り巻く環境というのは、10年前よりも更に厳しくなっているということがあります。したがって、我々、統計委員会が司令塔として今後機能するということは、実は非常に重要になってきているわけです。

もちろん諮問会議でいろいろなことをなさるということも聞いておりますが、基本はやはり統計委員会がきちんとした、そこにノウハウがあり、そしてそれを使って、よい結果をもたらすような方向性を出していくことが非常に重要だと考えておりますので、この原則を確認できたということは大変重要だと思っています。

というわけで、本日は総務省移管後初めての委員会という中で、非常に重要な確認を行ったと考えています。それから統計委員会としましても、今回の確認内容、これを委員の共通理解として、それから府省庁にも共通理解として、これまで以上に中立的な運営をして、そしてユーザーサイド、メーカーサイド両方に軸足がある、そういう総司令塔としての役割を果たしていかなければならないと考えています。

それでは最後に、次回の日程等について事務局から連絡をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、6月30日木曜日、10時から開催することといたします。5月の開催はありません。開催場所、その他詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第97回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。